兵庫県公報

平成26年9月19日 金曜日 第 2630 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

り

告示	^° →ジ
○ 公印の廃止及び新調(文書課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 地方卸売市場の廃止許可(消費流通課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 平成25年兵庫県告示第1022号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)の一部改正	
(水産課)	2
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認(同)	3
○ 保安林の指定(豊かな森づくり課)	3
〇同 上(同)	3
○ 保安林の指定施業要件の変更(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
〇同 上(同)	4
〇同 上(同)	5
〇同 上(同)	5
〇同 上(同)	6
〇同 上(同)	6
〇同 上(同)	6
〇同 上(同)	7
〇同 上(同)	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(水大気課)	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(同)	8
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知(都市政策課)	8
○ 道路の位置指定(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○ 重要調整池に係る検査の結果(北播磨県民局)	8
公告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ····································	10
○ 八州揆1万山間 ○ 及文に関する周田(NA)	10
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	11

告 示

兵庫県告示第828号

1 に掲げる公印を平成26年9月30日限り廃止し、2 に掲げる公印を新調し、平成26年10月1日からその使用を開始する。

平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県但馬県民局長印 (豊岡土木事務所)

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県但馬県民局長印 (豊岡土木事務所)

兵庫県告示第829号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地方卸売市場 の 名 称	地方卸売市場 の 所 在 地	開設者の名称	取扱品目	廃 止 年月日	廃止した理由	廃止許可 年 月 日
南但魚菜地方卸売市場	養父市上野 1000番地	株式会社南但魚菜	青果物 水産物 肉類 花き	平成26年 9月8日	政令で定める地方卸 売市場の施設の規模 に満たなくなったた め	平成26年 9月8日

兵庫県告示第830号

平成25年兵庫県告示第1022号 (漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定) の一部を次のように改正する。

平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に掲げる漁業の部福良区域(福良漁業協同組合の地区)の項中

- 5 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む 漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用 して営む漁業
- 6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲 げる漁業以外の漁業

を

- 5 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む 漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用 していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業
- 6 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用してさ よりをとることを目的とする漁業
- 7 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から6までに掲 げる漁業以外の漁業

に改める。

兵庫県告示第831号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加入区	同意成立年月日
姫路市、伊保加入区	平成26年8月26日
江井ヶ島加入区	司
南淡加入区	同
郡家加入区	司
由良町加入区	同

兵庫県告示第832号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

赤穂郡上郡町河野原字一ノ奥197の1から197の5まで、197の7から197の14まで、197の17から197の19まで、197の21から197の26まで、197の30、197の39から197の44まで、197の46から197の52まで

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字一ノ奥197の24、197の23・197の25・197の26(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂郡上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^

兵庫県告示第833号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町下石井字蔭ノ平1771、1772、1773の1、1773の2、1774、1775、1776の1から1776の3まで、1777、字横枕1788の1、1788の2、1789の1から1789の3まで、1790の1、1790の2、1791から1793まで、

1829から1831まで、字ヒヘノ上1832、字ヒエノ上へ1833の1、1833の2、1834の1、1834の2、1835の1、1835の2、1836の1、1836の3、1837、字小ビエ1838の1、1838の2、字山田尻1778、1839の1、1839の2、1840から1845まで、字西山田1846、1848から1850まで、字南ノ岡1762、字チカウチ1781から1787まで、1796、1799から1801まで、字柴山1794、1795、1798の1、1798の2、1802、字マトバ1779の1、1779の2、1780

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭ノ平1772・字チカウチ1799・字柴山1802(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^

兵庫県告示第834号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町上生野字清水58の $1 \cdot 59$ (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、57、字赤ナメラ60 の $4 \cdot 60$ の $7 \cdot 60$ の $8 \cdot 61$ から63まで (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、60の9、字畑場64 (次の図に示す部分に限る。)、字ヒル谷65の $1 \cdot 66$ (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、67、68

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第835号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 朝来市生野町円山字屋敷215、216の1、216の2、217の1、217の2、221、222、224から227まで
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第836号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町円山字屋敷228・229・232・233の2 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、231の1、 231の2、233の1
- 2 保安林として指定された目的 水源の滋養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第837号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町円山字屋敷230
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第838号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町栃原字倉谷1787の1、1787の7、1787の11から1787の14まで、1787の17、1787の27から1787の29まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第839号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町栃原字桑ノ山1790の1、1790の4
- 2 保安林として指定された目的 水源の演奏
- 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第840号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町栃原字西太郎1789の4から1789の6まで
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第841号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町小野字大谷筋33の1、33の144から33の146まで
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第842号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 朝来市生野町川尻字高畑山350の1
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第843号

^^^^^

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

三木市福井字宮の前2383番、2393番、2395番、2399番の一部

2 特定有害物質の名称

テトラクロロエチレン

兵庫県告示第844号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のと おり解除する。

平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

平成26年兵庫県告示第667号により指定した区域(三木市加佐字前58番1の一部)の全部

2 特定有害物質の名称

水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物

兵庫県告示第845号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条の規定により、その旨公告する。

^^^^^^

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社レリカム
- 2 代表者氏名 玉川賢一
- 3 事務所所在地 尼崎市潮江1-28-11
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(2)第203794号
- 5 免許年月日 平成23年5月15日

兵庫県告示第846号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

^^^^^

平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26淡路位置 0002号	26. 9. 8	南あわじ市志知鈩字高処408番4、412番4、 413番2の一部、413番1の一部、408番3地先 里道、408番3地先水路	6. 05~4. 05 4. 05 4. 11~4. 29	1. 95 13. 45 12. 45

兵庫県告示第847号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例

第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成26年9月19日

北播磨県民局長 赤 木 正 明

1 重要調整池の所在地

小野市山田町字亀谷野 地内

- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 所有者の名称

マスターズゴルフ倶楽部株式会社

- (2) 住所(主たる事務所の所在地) 三木市久留美1848番地
- (3) 代表者の氏名

延 田 久弐生

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) アルカドラッグ姫路手柄店

所在地 姫路市手柄字竹ノ前158番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社NTT西日本アセット・プランニング

住所 大阪市中央区今橋二丁目5番8号

代表者の氏名 永 見 信 之

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 株式会社ナガタ薬品

住所 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3

代表者の氏名 中島 康伸

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年4月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,400平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

75台

② 駐輪場の収容台数

45台

(3) 荷さばき施設の面積45平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

8.6立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナガタ薬品	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出口1箇所、入口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成26年8月15日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成26年9月19日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成27年1月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年9月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ西脇

所在地 西脇市高田井町55—1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 第一リース株式会社

住所 東京都港区虎ノ門一丁目2番6

代表者の氏名 酒 井 雅 士

3 変更事項

大規小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称住所代表者の氏名有限会社魚松西脇市和田町634—131長 井 泰 道株式会社西松屋チェーン姫路市飾東町庄266番地の1大 村 禎 史ゴダイ株式会社姫路市駅前町268浦 上 晃 之

(2) 変更後

名称 住所 代表者の氏名

有限会社魚松 西脇市和田町634—131 長 井 泰 道 株式会社西松屋チェーン 姫路市飾東町庄266番地の1 大 村 禎 史 イトウゴフク株式会社 岡山市北区問屋町21—104 伊 藤 龍 夫

4 変更年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成26年2月22日

5 届出年月日

平成26年8月5日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年9月16日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成26年1月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。 平成26年9月19日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

1 起業者の名称

西日本高速道路株式会社

2 事業の種類

高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事(高槻第二ジャンクション(仮称)から神戸ジャンクションまで)及びこれに伴う附帯工事並びに県道、市道及び普通河川付替工事並びに特別高圧送電線鉄塔移設工事

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年9月8日

裁決手続の開始を決定した土地の所在等

				·
	類	限抵当権 平成19年6月28日 受付第17495号 股抵当権 平成20年8月27日 受付第26492号		低当権 (平成19年5月9日 (受付第12568号 (平成20年8月27日 (受付第26492号 (平成21年6月1日 (受付第22545号
	権利の種類	及任第17495号 平成19年6月22 - 受付第17495号 及抵当権 平成20年8月22 - 受付第26492号	借権	5当権 平成19年5月9日 受付第12568号 民抵当権 平成20年8月27日 受付第26492号 35当権 平成21年6月1日
	権利	根抵当権 平成19 受付第 機抵当権 甲戌20 受付第第	土地使用借権	
		報	十	据 編成 本 を を を を を を を を を を を を を
月係人				岳91
する ₽		画		50日 番.
小を有	刑	羽西柳		羽西海河東町
土地に関して権利を有する関係人	無	京都市伏見区下鳥羽西柳長町100番地		京都市伏見区下鳥羽西柳長町100番地大阪府門真市千石東町10番16号
2関し		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		大見区間
土地		京都市仂 100番地	不明	京都市付100番地大阪府
		- 持	K	K = K
		滔		79
	氏名	会社青山 表者 代表取締役 青山 知弘		会社青山表者 代表取締役 代表取締役 青山 知弘 自山 知弘 自山 知弘 自 公明
	Щ	株式会社青山 代表者 代表取締 代表取締 青山	_	株式会社青山 代表者 代表取締 青山 青山
			不明	株式会社代表
		-402 ⁵ 上 <i>の</i> 往 02 号		-4025 上の往 02号
	刑	6番2 記簿: 香3-7		6番2 記簿:記簿
妆	#	9 丁目 土地邊 町111		9 丁 田 日 田 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
单		2塚市中筋 9 丁目 6 番2-402号 ただし、土地登記簿上の住所 川西市栄町11番3-702号		登塚市中筋 9 丁目 6 番2-402号 ただし、土地登記簿上の住所 川西市栄町11番3-702号
地所		宝塚市中筋 9 丁目 6 番2-402号 ただし、土地登記簿上の住月 川西市栄町11番3-702号		宝塚市中筋9丁目6番2-402号 ただし、土地登記簿上の住列 川西市栄町11番3-702号
H				
	名			
	五	**		*
		#		掛
		72 上保		33 元 23 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元
	収用に係 る面積	m² 94. 72		13.33
	以 る	m ²		33 33
上推	実測 地積	m² 94. 72		13.
した土		m² 72		m1 28 28
を決定	公簿 地積			
開始沒				
裁決手続の開始を決定した土地	目碿	本	_	田
裁決	地番	42番		40番3
	州			
	所在	川辺郡猪 名川町猪 淵字岩屋		A 八回 海绵 海子前 田 海子前 田 田 海子前 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
		川 名 號		三 名 端

